

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十二号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 366,700	円 307,000	円 249,800	円 50,300	円 10,000
1 年 以 上 2 年 未 満	366,700	307,000	249,800	50,300	8,000
2 年 以 上 3 年 未 満	366,700	307,000	249,800	50,300	6,000
3 年 以 上 4 年 未 満	366,700	307,000	249,800	50,300	4,000
4 年 以 上 5 年 未 満	366,700	307,000	249,800	50,300	2,000
5 年 以 上 6 年 未 満	366,700	307,000	249,800	50,300	
6 年 以 上 7 年 未 満	366,700	307,000	249,800	48,500	
7 年 以 上 8 年 未 満	366,700	307,000	249,800	46,700	
8 年 以 上 9 年 未 満	366,700	307,000	249,800	44,900	
9 年 以 上 10 年 未 満	366,700	307,000	249,800	43,100	
10 年 以 上 11 年 未 満	366,700	307,000	249,800	41,300	
11 年 以 上 12 年 未 満	366,700	307,000	249,800	39,500	
12 年 以 上 13 年 未 満	366,700	307,000	249,800	37,700	
13 年 以 上 14 年 未 満	366,700	307,000	249,800	35,900	
14 年 以 上 15 年 未 満	366,700	307,000	249,800	34,500	
15 年 以 上 16 年 未 満	366,700	307,000	249,800	33,100	
16 年 以 上 17 年 未 満	362,700	303,700	247,200	31,700	
17 年 以 上 18 年 未 満	358,700	300,400	244,600	30,300	
18 年 以 上 19 年 未 満	354,700	297,100	242,000	28,900	
19 年 以 上 20 年 未 満	350,700	293,800	239,400	27,500	
20 年 以 上 21 年 未 満	346,700	290,500	236,800	26,100	
21 年 以 上 22 年 未 満	329,800	276,700	224,800	25,500	
22 年 以 上 23 年 未 満	312,600	262,700	212,900	24,900	
23 年 以 上 24 年 未 満	295,900	249,200	200,900	23,900	
24 年 以 上 25 年 未 満	279,000	235,300	189,100	23,300	
25 年 以 上 26 年 未 満	262,100	221,600	177,300	22,700	
26 年 以 上 27 年 未 満	241,300	204,000	162,900	22,100	
27 年 以 上 28 年 未 満	220,900	186,900	148,600	21,500	
28 年 以 上 29 年 未 満	200,500	169,600	134,300	20,700	
29 年 以 上 30 年 未 満	179,700	152,000	120,000	20,400	
30 年 以 上 31 年 未 満	157,800	134,000	105,000	20,000	
31 年 以 上 32 年 未 満	135,900	115,700	90,200	19,400	
32 年 以 上 33 年 未 満	114,200	97,800	75,000	18,500	
33 年 以 上 34 年 未 満	82,300	71,800	55,900	17,600	
34 年 以 上 35 年 未 満	52,500	47,500	37,500	16,900	

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。